

新	旧	備考
貿易保険共通運用規程 平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00058 沿革 (略) <u>平成 26 年 9 月 24 日 一部改正</u> 第 1 条～第 2 条 (略)	貿易保険共通運用規程 平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00058 沿革 (略) 第 1 条～第 2 条 (略)	
(損失防止軽減義務) 第 3 条 被保険者は、原則として、損失の発生の中から（貿易一般保険約款（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00001）第 4 条第 14 号による事故にあっては決済期限から、貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00014）第 3 条第 11 号による事故にあっては償還期限から、貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成 26 年 10 月 1 日 14 - 制度 - 00074）第 3 条第 3 号による事故にあっては求償権の取得日から、限度額設定型貿易保険約款（平成 15 年 4 月 1 日 03 - 制度 - 00017）第 4 条第 14 号による事故にあっては決済期限から、中小企業輸出代金保険約款（平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00029）第 2 条第 11 号による事故にあっては決済期限から、簡易通知型包括保険約款（平成 22 年 7 月 1 日 10 - 制度 - 00022）第 12 条第 14 号による事故にあっては決済期限から、前払輸入保険約款（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00004）第 3 条第 10 号による事故にあっては前払金の返還期限から、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00007）第 3 条第 11 号による事故にあっては償還期限から、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00008）第 2 条第 3 号による事故にあっては求償権の取得日から）損失の防止軽減に努めなければならない。ただし、損失の発生が不可避となった時は、その時から損失の防止軽減に努めるものとする。	(損失防止軽減義務) 第 3 条 被保険者は、<u>貿易保険法及び約款の規定に基づき</u>、原則として、損失の発生の中から（貿易一般保険約款第 4 条第 14 号による事故にあっては決済期限から、貿易代金貸付保険約款第 3 条第 11 号による事故にあっては償還期限から、限度額設定型貿易保険約款第 4 条第 14 号による事故にあっては決済期限から、中小企業輸出代金保険約款第 2 条第 11 号による事故にあっては決済期限から、簡易通知型包括保険約款第 12 条第 14 号による事故にあっては決済期限から、前払輸入保険約款第 3 条第 10 号による事故にあっては前払金の返還期限から、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第 3 条第 11 号による事故にあっては償還期限から、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第 2 条第 3 号による事故にあっては求償権の取得日から）損失の防止軽減に努めなければならない。ただし、損失の発生が不可避となった時は、その時から損失の防止軽減に努めるものとする。	
2 被保険者は、前項に規定する義務を履行するため、原則として、次に掲げる措置その他必要な措置をとることとする。ただし、日本貿易保険から別途指示を受けた場合には、この限りでない。	2 被保険者は、前項に規定する義務を履行するため、原則として、次に掲げる措置その他必要な措置をとることとする。ただし、日本貿易保険から別途指示を受けた場合には、この限りでない。	

新	旧	備考
<u>一 全ての事案において講ずる措置</u> <u>イ 事実関係の確認を行い、損失等の発生（前項括弧書きの場合は、決済、返還又は償還（以下「決済等」という。）が行われないことをいう。）の原因の究明を行うこととし、原因究明の結果に基づいて、以下の措置を行うこと。</u> <u>（1） 非常事故となる可能性がある場合には、非常事故の認定のために必要な資料等の取得を行うこと。また、ローカル・デポジットされた現金等その他被保険者に対する支払のために使用される資産の保全に努めること。</u> <u>（2） 原因究明の結果、信用事故となる可能性がある場合には、第4条に定める債務確認書、破産手続開始決定通知等の信用事故の認定のために必要な資料等の取得を行い、履行遅滞の場合には、内容証明郵便、電子メール、ファックス、SWIFT等により督促したという事実が証明できる形で、繰り返して決済等の督促を行うこと。</u> <u>ロ 保険金請求までの間、輸出契約等の相手方、保証人等信用補完措置を行う者、保険事故が生じた荷為替手形の振出人、支払人その他これらに準ずる者のうち支払の責任を負う者（以下「支払人等」という。）、輸出保証の相手方、前払輸入契約の相手方、被保険投資の相手方、貿易代金貸付若しくは海外事業資金貸付の相手方若しくは保証債務に係る主たる債務者若しくは賠償責任を負う者（以下「回収に係る権利行使等の相手方」という。）又はこれらの者の取引先債権者の情報、現地情報等の収集を行うこと。</u> <u>ハ 保険の対象である諸権利（付随する権利を含む。）を時効によって消滅させないこと。</u>	<u>一 決済、償還（求償権の対象となる借入金又は債券の償還を含む。）又は返還（以下「決済等」という。）が行われない場合</u> <u>イ 決済等が行われない原因の究明</u> <u>ロ 支払人、借入人、取立銀行又は前払輸入契約の相手方（以下「支払人等」という。）に対し、決済等が行われない原因を問い合わせる等事実関係の確認を行うこと。</u> <u>ハ 非常事故の場合には、ローカル・デポジット、外貨割当申請等非常事故認定上必要な資料の確保を支払人等へ依頼すること。</u> <u>なお、ローカル・デポジットされた現金については、その保全に努めること。</u>	
<u>二 個別事案に応じて講ずる措置</u> <u>イ 貨物の保全が可能な場合には、当該貨物の保全を行うこと。</u> <u>ロ 保証人等信用補完措置を行う者がいる場合には、当該者に対し履行請求を行うこと。</u> <u>ハ 担保権等信用補完措置がある場合には、その措置を講ずること</u>	<u>二 決済等の督促（支払人等に責めのある場合）</u> <u>内容証明、テレックス等により督促したという事実が証明できる形で、繰り返して督促を行うこと。</u>	

新	旧	備考
<u>を検討し、必要と認められる場合にはこれを講ずること。</u> <u>ニ 裁判所に対して差押の請求を行う等、当該国その他の外国の法令に定められた法的対抗措置を講ずることを検討し、必要と認められる場合にはこれを講ずること。</u> <u>ホ 回収に係る権利行使等の相手方について、破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続き（以下「破産手続等」という。）が開始された場合には、債権届出等、当該国その他の外国の法令に定められた措置その他これらに準ずる回収のために必要な措置を講ずること。</u> <u>ヘ 破産手続等において被保険者の債権届出等が認められない場合又は被保険者が届け出た債権額の一部若しくは全部が認められない場合には、異議申立、債務確認訴訟の提起等、当該国その他の外国の法令に定められた措置その他これらに準ずる回収のために必要な措置を講ずること。</u> <u>ト てん補事由又は契約上の債務不履行を生じさせている回収に係る権利行使等の相手方に対し、損失等の発生の防止軽減又は回収のために行う船積等により新たな債務を負わせる場合には、当該新たな債務を負わせることが、保険の対象となる契約に基づく金額であつて回収、支払又は返還されておらずかつ回収に係る権利行使等の相手方に対して請求できる一切の金額（延滞金利並びに保険契約の対象とはならない部分に係る金額及びその延滞金利を含む。以下「未回収額」という。）の回収を困難としないか、及び新たな損失等の発生の防止軽減を妨げないかを検討し、損失等が既に発生している場合には、その回収に資するものであるかを検討すること。その他、決済等の条件の変更や、返済計画の作成又は変更、債権債務の相殺等、適切な措置を考慮しながら債権の保全及び回収を行うこと。</u>		
	<u>三 保証人への保証債務の履行請求</u>	
	<u>四 貨物の保全</u> <u>貨物の保全が可能な場合には、当該貨物の保全を行うこと。</u>	

新	旧	備考
	<u>五 支払人等からの回収が困難と見込まれるとき又は督促に対して十分な成果が期待できないときは、次の措置をとること。</u> <u>イ 差押請求等債権の保全</u> <u>裁判所に対して差押の請求を行う等法的対抗措置を講ずること。</u> <u>ロ 債権登録</u> <u>債権者会議が行われる等債務者の債務関係を確定させる場合等には、債権の登録を行っておくこと。</u>	
	<u>六 その他</u> <u>イ 損害賠償請求権の保全を図ること。</u> <u>ロ 債務の履行請求権等当該債権に係る諸権利を時効とはしないこと。</u>	
	<u>(損失防止軽減費用)</u> <u>第4条 損失の防止軽減義務の履行に要した費用（以下「損失防止軽減費用」という。）については、損失の防止軽減義務の履行によって取得した金額の範囲内において、かつ、各保険約款上のてん補危険責任額の規定において定められた割合で日本貿易保険が負担するものとする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りでない。</u>	
	<u>2 次の各号に掲げる費用は、損失の防止軽減義務の履行に要した合理的な費用として認めるものとする。</u> <u>一 渡航費及び現地滞在費については、社内出張命令書、旅券購入証、パスポート、現地滞在費の領収証、出張報告書等のエビデンスにより支出が確認できるもの。ただし、保険事故に係る債権（以下「事故債権」という。）の回収以外の目的のために支出された費用を控除した残余の部分について、次のイからハの範囲内とする。</u> <u>イ 事故債権の回収にのみ要した費用については全額</u> <u>ロ 債権（事故債権以外の債権を含む。）回収以外の目的のために支出された費用が債権の回収に係る費用に含まれており判別が困難な場合においては、滞在日数等業務の比率により按分した額</u> <u>ハ 事故債権以外の債権の回収に係る費用が事故債権の回収に係る費用に含まれており判別が困難な場合においては、各債権額により按分した額。</u> <u>二 弁護士費用、取立委任手数料その他の費用については、事故債権</u>	

新	旧	備考
	<u>の回収に要した合理的な費用であることがエビデンスにより確認できるもの</u> <u>三 貨物の処分に要した費用については、金利、倉庫保管料、輸出不能となった貨物を再輸出した場合の加工費、梱包費、運送費、保険料、手数料等のうち、当該処分のために要した費用であることがエビデンスにより確認できるもの</u> <u>四 前3号に掲げるもののほか、損失の防止軽減義務の履行に要した合理的な費用であることがエビデンスにより確認できるもの</u>	
	<u>3 銀行手数料、郵便料その他保険事故が発生すると否とに関わらず通常被保険者が負担すべき費用については、損失防止軽減費用として認めない。</u>	
<u>(債務確認書)</u> <u>第4条 手形又はILC決済の場合を除き、支払人等の債務不履行に基づき保険金の支払の請求を行う場合、被保険者は、各約款上の「その他必要な書類」として、次の各号の内容が確認できる書類（以下「債務確認書」という。）を支払人等から取得し、被保険者その他保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）がこれを日本貿易保険に提出するものとする。</u> <u>一 支払人等の債務認識</u> <u>二 被保険者と支払人等との間に保険の対象となる権利に係る紛争の存在が確認されていないこと</u> <u>三 保険の対象となる権利に基づく債務の特定（決済期限（支払人等の支払遅延により当初の決済期限に対象契約に基づく決済がなされず、その後被保険者が回収に係る権利行使等の相手方と新たな決済期限を定めた場合は、当初の決済期限をいう。）及びインボイス番号又は契約番号等。）</u> <u>四 前号に定める債務の債務確認書取得時点における未払残高</u>		
<u>2 前項の債務確認書は、支払人等の権限を有する者の署名又は記名捺印がなされている書面のほか、支払人等との間の電子メール、ファックス等の通信記録でも足りるものとする。</u>		
<u>3 前各項の規定にかかわらず、日本貿易保険が特に認めた場合、保険金請求人は債務確認書の提出を要しない。</u>		

新	旧	備考
<u>4 被保険者がやむを得ず第1項及び第2項の要件を満たす債務確認書を支払人等から取得することができない場合には、被保険者は、支払人等に第1項各号に規定する内容を確認すること（以下「債務確認」という。）を日本貿易保険に委任することができる。ただし、この場合、被保険者は、各約款に基づき日本貿易保険に権利行使等の委任を行わなければならない。当該委任に基づき日本貿易保険が債務確認をする場合、各約款の規定にかかわらず、債務確認のための費用は日本貿易保険が全額負担する。日本貿易保険が債務確認をした場合、保険金請求人は債務確認書の提出を要しない。</u>		
（質権者等による保険金請求） 第5条 保険の目的又は保険金請求権に質権又は譲渡担保が設定されているときは、当該質権者又は譲渡担保権者は当該質権又は譲渡担保の被担保債権の金額の範囲内で保険金を請求することができ、被保険者（<u>質権者又は譲渡担保権者以外の者が保険金受取人として指定されているときは当該保険金受取人。以下この条において同じ。</u>）は、それ以外の金額について保険金を請求することができる。ただし、次の第1号に掲げる場合は被保険者が保険金の全額を請求するものとし、第2号に掲げる場合は被保険者が、第3号又は第4号に掲げる場合は質権者又は譲渡担保権者が、保険金の全額を請求することができる。 一 <u>当該質権設定の承諾が第15条第2項又は第17条第2項に基づいてなされている場合</u> 二 <u>質権者又は譲渡担保権者が、被保険者が保険金を受け取ることに</u> <u>ついて書面で同意した場合</u> 三 質権者又は譲渡担保権者が保険金受取人の場合 四 質権又は譲渡担保の設定について日本貿易保険が承諾した際に、被担保債権の金額にかかわらず、質権者又は譲渡担保権者が保険金の全額を請求し、質権者又は譲渡担保権者が保険金の全額を受け取ったときには日本貿易保険の保険金支払義務は消滅する旨の条件を付した場合	（質権者等による保険金請求） 第5条 保険の目的又は保険金請求権に質権又は譲渡担保が設定されているときは、当該質権者又は譲渡担保権者は当該質権又は譲渡担保の被担保債権の金額の範囲内で保険金を請求することができ、被保険者（<u>保険金受取人が指定されているときは当該保険金受取人。以下この条において同じ。</u>）は、それ以外の金額について保険金を請求することができる。ただし、次の第1号又は第2号に掲げる場合は被保険者が、第3号又は第4号に掲げる場合は質権者又は譲渡担保権者が、保険金の全額を請求することができる。 一 <u>質権者又は譲渡担保権者が被保険者が保険金を受け取ることに</u> <u>ついて書面で同意した場合</u> 二 <u>当該質権設定の承諾が第14条第2項又は第16条第2項に基づいてなされている場合</u> 三 質権者又は譲渡担保権者が保険金受取人の場合 四 質権又は譲渡担保の設定について日本貿易保険が承諾した際に、被担保債権の金額にかかわらず、質権者又は譲渡担保権者が保険金の全額を請求し、質権者又は譲渡担保権者が保険金の全額を受け取ったときには日本貿易保険の保険金支払義務は消滅する旨の条件を付した場合	
（<u>回収等費用</u>） 第6条 <u>日本貿易保険が事前に承諾した場合には、次の各号に掲げる費</u>	（<u>回収費用</u>） 第6条 <u>回収義務又は権利行使義務の履行に要した費用（以下「回収費</u>	

新	旧	備考
<u>用については、回収のために要した費用として、各約款の規定に基づき日本貿易保険が負担すべき又は負担することを認めたものとする。日本貿易保険が各約款の規定に基づき負担すべき又は負担することを認めた費用についても同様の取り扱いとする。</u>	<u>用」という。)については、回収金納付時に回収された金額の範囲内において、かつ、支払保険金額の損失額に対する割合で日本貿易保険が負担するものとする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りでない。</u>	
<u>一 渡航費（本邦内や出張先での移動にかかる費用を含むが、本邦の通常勤務地圏内の移動は対象外とする。）。渡航先の現地滞在費については、保険事故に係る債権（以下「事故債権」という。）の回収に要した合理的な費用であることが社内出張命令書、旅券購入証、パスポート、領収証、出張報告書等のエビデンスにより確認できるもの。ただし、事故債権の回収以外の目的のために支出された費用を控除した残余の部分について、次のイからハの範囲内の金額とする。</u> <u>イ 事故債権の回収にのみ要した費用については全額</u> <u>ロ 同一の相手方に対する債権を回収する場合において、事故債権以外の債権の回収に係る費用が事故債権の回収に係る費用に含まれている場合においては、各債権額により按分した額</u> <u>ハ 同一の相手方に対する債権回収以外の目的のために支出された費用が事故債権の回収に係る費用に含まれている場合においては、当該共通費用の 30%</u>		
<u>二 債務者の信用調査費用、法的費用、弁護士費用等については、事故債権の回収に要した合理的な費用であることがエビデンスにより確認できるもの。</u>		
<u>三 貨物の処分に要した費用については、金利、倉庫保管料、各約款に定める輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物を再輸出等した場合の加工費、梱包費、運送費、保険料、手数料等のうち、当該処分のために要した費用であることがエビデンスにより確認できるもの。</u>		
<u>四 前3号に掲げるもののほか、回収に要した合理的な費用であることがエビデンスにより確認できるもの。</u>		
<u>2 人件費、光熱費、飲食費、銀行手数料、通信費その他これらに類す</u>	<u>2 回収義務の履行に要した合理的な費用として認めるものについて</u>	

新	旧	備考
<u>る管理、事務に係る費用は、前項に定める回収のために要した費用として認めない。</u>	<u>は、第4条第2項及び第3項の規定を準用する。</u>	
(回収金の納付等における取得比率) 第7条 <u>貿易代金貸付保険、輸出手形保険、前払輸入保険又は海外事業資金貸付保険の各約款に規定する回収金の納付について、被保険者が日本貿易保険に納付すべき金額を算出するにあたり用いる算式中、「支払保険金額」／「損失額」については、次のとおり取り扱うものとする。</u>	(回収金の納付等における取得比率) 第7条 各約款に規定する回収金の納付について、被保険者が日本貿易保険に納付すべき金額を算出するにあたって用いる算式中、「支払保険金額／損失額（<u>海外投資保険においては、第4条各項に規定する残額</u>）」については、次のとおり取り扱うものとする。	
一 表示通貨が外貨の場合は、「支払保険金額」には、円により支払を受けた支払保険金額を保険金支払時に適用した換算率で表示通貨に換算した「建値換算支払額」を、「損失額」には、表示通貨建ての損失額を用いる。	一 表示通貨が外貨の場合は、「支払保険金額」には、円により支払を受けた支払保険金額（ <u>支払保険金額に損失防止軽減費用が含まれている場合は、当該費用を除く。</u> ）を保険金支払時に適用した換算率で表示通貨に換算した「建値換算支払額」を、「損失額」には、表示通貨建ての損失額を用いる。	
二 <u>表示通貨を問わず、「支払保険金額」又は「損失額」に損失の防止軽減義務の履行のために要した費用に相当する額が含まれている場合は、当該費用を除いた金額を用いる。</u>	二 <u>各約款の規定に基づく損失額が対外損失額と異なる場合は、「損失額」には、対外損失額を用いる。</u>	
三 <u>保険契約の対象となる契約に保険契約の対象とならない部分（以下「無付保部分」という。）が含まれている場合は、本項に規定する各約款の規定に基づく「損失額」には、保険金請求時において回収できていない金額（無付保部分に係る金額を含み、延滞利息を除く。以下「対外未回収額」という。）を用いる。この場合、回収金とは、無付保部分に係るものを含めた対外未回収額からの全ての回収金をいう。</u>		
2 前項の規定は、 <u>前項に定める各約款に基づき</u> 日本貿易保険が被保険者から権利行使等の委任を受け、これに基づき回収した金額について被保険者に配分すべき金額を算出するに <u>あたり</u> 用いる算式にも <u>準用</u> する。	2 前項の規定は、日本貿易保険が被保険者から権利行使等の委任を受け、これに基づき回収した金額について被保険者に配分すべき金額を算出するに <u>あたって</u> 用いる算式にも <u>適用</u> する。	

新	旧	備考
<u>(回収金の配分及び回収費用の負担における比率)</u> 第8条 <u>日本貿易保険は、貿易一般保険、限度額設定型貿易保険、簡易通知型包括保険又は中小企業輸出代金保険の各約款に規定する回収金の配分につき、充当すべき債権を指定し、当該債権について、無付保部分が含まれている場合には、次の算式に基づいて日本貿易保険が取得すべき回収金を算出する。なお、本条に定める各約款に規定する控除利息がある場合は、日本貿易保険は、回収金から取得した額を上限として控除利息を被保険者に支払う。</u> <u>回収金（無付保部分に係るものを含む。）× {支払保険金額（前条第1項第1号の規定を準用し、支払保険金額に費用に相当する金額が含まれている場合は、当該費用に相当する金額を除く。以下この条において同じ。）／對外未回収額（本項に定める各約款に規定する未回収額について、前条第1項第3号を準用したものを用いる。以下この条において同じ。）}</u> 2 <u>前項に定める各約款に規定する回収費用の負担（回収を終了するに際し、回収費用の総額が回収金の総額を超過する場合の回収費用の負担を除く。）につき、日本貿易保険は、無付保部分が含まれている場合には、次の算式に基づいて日本貿易保険が負担すべき回収費用を算出する。なお、次の算式における回収費用に関し、各約款に定める輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物の処分に係る回収費用については、当該貨物を処分することにより取得した金額又は取得し得べき金額を上限とする。</u> <u>回収費用（無付保部分に係るものを含む。）× {支払保険金額／對外未回収額}</u>		
<u>(株式等による回収等)</u> 第9条 <u>日本貿易保険又は被保険者が代金、賃貸料若しくは対価の支払、借入金の償還又は前払金の返還（以下「代金等の支払等」という。）に代えて、回収に係る権利行使等の相手方から株式、社債又は公債等（以下「株式等」という。）を取得した場合には、当該株式等に係る配当金及び売却代金等を受領した時に各約款に規定する回収があったものとみなす。</u>	<u>(株式等による回収等)</u> 第8条 <u>被保険者が代金、賃貸料若しくは対価の支払、借入金の償還又は前払金の返還（以下「代金等の支払等」という。）に代えて、代金等の支払等の義務を負っている者（保証人等代金等の支払等につき債務を負っている者及び賠償責任を有する者を含む。）から株式、社債又は公債等（以下「株式等」という。）を取得した場合には、当該株式等に係る配当金及び売却代金等を受領した時に各約款に規定する</u>	

新	旧	備考
2 前項に規定する場合において、被保険者は、当該株式等の引受、管理及び売却（以下「引受等」という。）を行うに際し、その責任及び費用において善良なる管理者の注意義務を負うものとする。なお、当該株式等の引受等について、日本貿易保険と被保険者が別に定める場合は当該定めるところによる。	回収があったものとみなす。 2 前項に規定する場合において、被保険者は、当該株式等の引受、管理及び売却（以下「引受等」という。）を行うに際し、その責任及び費用において善良なる管理者の注意義務を負うものとする。なお、当該株式等の引受等について、日本貿易保険と被保険者が別に定める場合は当該定めるところによる。	
（控除利率） 第 10 条 <u>被保険者が貿易保険の各約款に規定する回収金を日本貿易保険に納付する際、又は日本貿易保険が回収した金額について被保険者に配分する際の計算に用いられる控除利率については、下表のとおり取り扱うものとする。なお、別に特約により定められている場合にあっては、その規定による。</u> （表） 略	（控除利率） 第 9 条 貿易保険の各約款に規定する回収金を日本貿易保険に納付する際の計算に用いられる控除利率については、下表のとおり取り扱うものとする。なお、別に特約により定められている場合にあっては、その規定による。 （表） 略	
（回収義務等の履行状況報告） 第 11 条 <u>被保険者は、輸出契約等について被保険者が行使しうる債権の回収に関して次に掲げる事由が発生したときは、各約款に基づき、当該事由の発生について各手続細則の定めるところに従い、日本貿易保険に遅滞なく報告しなければならない。ただし、各約款上、日本貿易保険が権利行使等の委任後、指示を行うことができる旨規定されている場合、第 2 号から第 5 号までに基づく報告は、日本貿易保険の指示するところによる。</u>	（回収義務等の履行状況報告） 第 10 条 <u>被保険者は、保険事故に係る債権の回収に関して次に掲げる事由が発生したときは、各約款に基づく回収義務の履行状況報告として、当該事由の発生について各手続細則の定めるところに従い、日本貿易保険に遅滞なく報告しなければならない。</u>	
一 <u>回収に係る権利行使等の相手方の財産に対する差押命令、競売申立又は破産手続等の申立その他</u>当該相手方の財産に係る法的手続があったこと又は更生計画の認可等、既に行われている法的手続に変化が生じたこと。	一 <u>回収義務又は権利行使義務の履行の相手方（以下「相手方」という。）の財産に対する差押命令、競売申立又は破産手続開始の決定の申立等、</u>当該相手方の財産に係る法的手続があったこと又は更生計画の認可等、既に行われている法的手続に変化が生じたこと。	
二 <u>回収に係る権利行使等の相手方の資産の任意売却、債務返済繰延計画の申し出、既に実施されている債務返済繰延計画に基づく返済条件についての変更の申し出等、</u>当該相手方の財産に係る法的手続	二 相手方の資産の任意売却、債務返済繰延計画の申し出、既に実施されている債務返済繰延計画に基づく返済条件についての変更の申し出等、当該相手方の財産に係る法的手続以外の措置が生じたこ	

新	旧	備考
以外の措置が生じたこと。	と。	
三 <u>回収に係る権利行使等の相手方の財産について、他の債権者による債権の回収等があったこと。</u>	三 相手方の財産について、他の債権者による債権の回収等があったこと。	
四 <u>回収に係る権利行使等の相手方の財産に対する相手国政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者による国有化、収用その他これらに準ずる行為がなされたこと。</u>	四 相手方の財産に対する相手国政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者による国有化、収用その他これらに準ずる行為がなされたこと。	
五 <u>回収に係る権利行使等の相手方の財産に対する相手国政府の政策又は対応に変化が生じたこと。</u>	五 相手方の財産に対する相手国政府の政策又は対応に変化が生じたこと。	
(終了認定) 第 12 条 <u>次の各号のいずれかに該当する場合には、各約款に従い日本貿易保険は、代位債権等について回収が困難である又は回収に係る権利を行使することが困難であるものと判断する。</u>	(終了認定) 第 11 条 <u>各約款に規定する回収に係る権利を行使することが困難であることについて日本貿易保険が認定する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u>	
一 <u>回収に係る権利行使等の相手方について破産手続、特別清算手続若しくは外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始され、清算手続が完了した場合、又は当該手続は完了していないが配当を受けられる可能性がないことを日本貿易保険が認める場合。</u>	一 <u>輸出契約等の相手方、貸付契約の相手方、保険事故が生じた荷為替手形の振出人及び支払人その他これに準ずるもののうち支払の責任を有する者、輸出保証の相手方、前払輸入契約の相手方、被保険投資の相手方、海外事業資金貸付の相手方若しくは保証債務に係る主たる債務者又は賠償責任を有する者（以下「契約の相手方等」という。）が破産手続開始の決定をし、清算を行っており又は失そうしていること。ただし、当該手続の結果、配当を受けられる可能性のある場合を除く。</u>	
二 <u>会社更生手続、民事再生手続若しくは外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続において、回収に係る権利行使等の相手方の財産に対する被保険者への配分割合が定まり、当該配分割合に基づく回収が完了した場合、又は回収に係る権利行使等の相手方との間の債務弁済契約（ただし、日本貿易保険の事前の承諾があったものに</u>	二 <u>回収に係る権利の全てを対象に行われた強制執行が効を奏さなかった場合</u>	

新	旧	備考
<u>限る。)に基づく回収が完了した場合。</u>		
三 <u>回収に係る権利の全てを第三者に売却し、売却代金の回収が完了した場合。</u>	三 <u>やむをえない事情により回収に係る権利の全てが消滅した場合</u>	
四 <u>回収に係る権利の全てに基づき、回収に係る権利行使等の相手方が有する強制執行が可能な全ての財産（ただし、日本貿易保険が別途認めた財産についてはこの限りでない。）について強制執行が行われ、当該執行手続に基づく回収が完了した場合、又は回収がないことが明らかになった場合。</u>	四 <u>会社再生その他これに準ずる公的手続において、契約の相手方等の財産に対する被保険者への配分割合が定まり、当該配分割合に基づく回収があった場合。ただし、引き続き回収の可能性がある場合を除く。</u>	
五 <u>弁護士等により回収に係る権利の全てを対象として、全ての回収行為が試みられ（ただし、日本貿易保険が別途認めた行為についてはこの限りでない。）、今後更なる回収の見込みがないと日本貿易保険が判断する場合。</u>	五 <u>回収業者により回収に係る権利の全てを対象として回収が試みられ（ただし、日本貿易保険の事前の承諾があったものに限る。）、今後更に回収される見込みのないことが明らかになった場合</u>	
六 <u>非常事由による輸出等不能事故又は増加費用事故の場合で、回収に係る権利行使等の相手方に対し損害賠償請求権その他回収に係る権利の全てを行使することができない場合。</u>	六 <u>回収に係る権利の全てを第三者に適正価格で売却する方法により回収をなした場合（ただし、日本貿易保険の事前の承諾があったものに限る。）</u>	
七 <u>支出予想額（回収費用等）が今後の回収見込額を上回ると日本貿易保険が判断する場合。</u>	七 <u>既に支出した未回収額に係る回収費用が未回収額を上回っている場合又は既に支出した未回収額に係る回収費用と今後支出することが予想される回収費用との合計額が未回収額を明らかに上回ると認められる場合</u>	
八 <u>その他、回収が困難であると日本貿易保険が判断する場合。</u>	八 <u>貿易一般保険約款、簡易通知型包括保険約款にあっては、非常事由による輸出等不能事故又は増加費用事故の場合、限度額設定型貿易保険の場合にあっては、非常事由による輸出等不能事故の場合（いずれも輸出契約等の相手方等に対し損害賠償請求等の権利行使を行うことができない場合に限る。）</u>	
	九 <u>その他今後回収に係る権利について回収可能性が見込まれない場合</u>	

新	旧	備考
2 被保険者は、前項第5号の規定に <u>関し</u> 弁護士等に回収を委任しようとするときは、別紙様式第1による回収業者委任承諾申請書を本店に提出し、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。 <u>ただし、各約款上、日本貿易保険が権利行使等の委任後、指示を行うことができる旨規定されている場合は、日本貿易保険の指示するところによる。</u>	2 被保険者は、前項第5号の規定に <u>基づき</u> 回収業者に回収を委任しようとするときは、別紙様式第1による回収業者委任承諾申請書を本店 <u>等</u> に提出し、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。	
3 被保険者は、第1項第3号の規定に <u>関し</u> 回収に係る権利を売却しようとするときは、別紙様式第2による債権売却承諾申請書を本店に提出し、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。 <u>ただし、各約款上、日本貿易保険が権利行使等の委任後、指示を行うことができる旨規定されている場合は、日本貿易保険の指示するところによる。</u>	3 被保険者は、第1項第6号の規定に <u>基づき</u> 債権を売却しようとするときは、別紙様式第2による債権売却承諾申請書を本店 <u>等</u> に提出し、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。	
第13条～第16条 略	第12条～第15条 略	
(株式等の担保設定に係る承諾) 第17条 前2条の規定にかかわらず、日本貿易保険は、海外投資保険又は資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について <u>(平成19年3月22日 07-制度-00012)</u> に規定する資源エネルギー総合保険B特約若しくは劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について <u>(平成19年6月21日 07-制度-00026)</u> に規定する劣後ローン特約を付して引き受けた海外事業資金貸付保険（以下「保険契約」という。次条において同じ。）について、被保険者から保険の目的若しくは借入金等に係る債権又は保険金請求権について質権又は譲渡担保の設定の承諾申請があった場合、質権者又は譲渡担保権者（以下「担保権者」という。）が被保険者として適格性を有していると認めるときその他担保権者として特に問題がないと認めるときには、原則として次の各号に規定する条件を付し、質権又は譲渡担保の設定の承諾を行う。ただし、<u>貿易保険の保険料率等に関する規程(平成16年7月2日 04-制度-00034)</u> II[9] 2(2)若しくはII[10] 3(5)で定める割増料率が適用される案件又は被保険投資の相手方を借入人とする貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者が担保権者である場合については第2号に規定する条件を付すことを要しない。 一～四 略	(株式等の担保設定に係る承諾) 第16条 前2条の規定にかかわらず、日本貿易保険は、海外投資保険又は「<u>資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について</u>」に規定する資源エネルギー総合保険B特約若しくは「<u>劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について</u>」に規定する劣後ローン特約を付して引き受けた海外事業資金貸付保険（以下「保険契約」という。次条において同じ。）について、被保険者から保険の目的若しくは借入金等に係る債権又は保険金請求権について質権又は譲渡担保の設定の承諾申請があった場合、質権者又は譲渡担保権者（以下「担保権者」という。）が被保険者として適格性を有していると認めるときその他担保権者として特に問題がないと認めるときには、原則として次の各号に規定する条件を付し、質権又は譲渡担保の設定の承諾を行う。ただし、<u>保険料率等規程II[9] 2(2)若しくはII[10] 3(5)</u>で定める割増料率が適用される案件又は被保険投資の相手方を借入人とする貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者が担保権者である場合については第2号に規定する条件を付すことを要しない。 一～四 略	

新	旧	備考
2 略	2 略	
第 <u>18 条</u> ～第 <u>19 条</u> 略	第 <u>17 条</u> ～第 <u>18 条</u>	
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。</u>	附 則 （略）	